

児童手当が小学校3年生まで拡大されます

平成16年4月1日から、新たな対象者は手続きが必要です



認定請求等の手続きが必要となりますので、次の事項を確認の上、手続きされるようお知らせします。

なお、改正に伴う新規請求等は、法施行日より、平成16年9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼり支給されますが、5月7日までに手続きを済まされるようお願いいたします。

平成16年度小学校入学児童等の保護者の皆様

平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの児童で、平成16年3月31日まで、当該児童に係る児童手当等を受給していた保護者の方は、特段の手続きは必要ありません（児童手当等は4月以降も引き続き支給されます）。

前述に該当しない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求又は額改定認定請求が必要になります。

平成16年度小学校2・3年生の児童等の保護者の皆様

平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれの児童で、現在、児童手当等を受給していない保護者の方は認定請求、現在すでに就学前児童について児童手当等を受給されている保護者の方は額改定請求等が必要となります。なお、請求書のほか、認定に必要な添付書類などは次のとおりです。

年金加入証明書又は健康保険証
（申請者が厚生年金加入者の場合）
所得証明書（浦幌町に1月1日現在住所がなかった場合）
印鑑

所得が一定額以上の場合、児童手当等が支給されない場合があります。

児童手当制度の目的としくみ

児童手当の目的

児童手当制度とは、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

児童手当制度のしくみ

手当の種類（児童手当法上の区分）

3歳未満の児童

児童手当
特例給付（法附則第6条給付）
所得制限により児童手当を受けられ

平成16年4月1日から、児童手当制度が拡充されました。
支給対象年齢が、現在の義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）までから、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）までに拡大されます。
新たに、児童手当等を受けようとする児童の保護者の皆様については、役場住民課（公務員の方は勤務先）で、

平成15年度浦幌町教育功績者・少年文化賞・スポーツ賞表彰式

3月25日、教育文化センターで平成15年度浦幌町教育功績者・少年文化賞・スポーツ賞表彰式が行われ、20個人と1校が表彰されました。受賞者は次のとおりです（敬称略）。

教育功績者

武田 悟（前厚内小学校校長） 新町 洋行（前浦幌小学校教諭） 丹羽 哲弥（前厚内小学校事務職員） 秋山 博文（吉野） 中川 康博（美園） 北村 幸夫（川上） 小島 美光（貴老路） 鳴海 孝次（静内） 播磨谷 クニエ（厚内） 岩井 敦史（十勝太）

文化賞

出村 佑哉（吉野小学校）平成15年度第46回十勝子ども大会4年美術作品の部（絵画の部）特選 北村 峻（上浦幌中央小学校）同大会4年美術作品の部（工作の部）特選 川村 和也（上浦幌中学校）平成15年度北海道青少年科学技術振興作品展（北海道展）奨励賞 山本 照夫（同）同展奨励賞 砂原 彩（同）平成15年度北海道青少年科学技術振興作品展十勝地方展特賞（帯広発明協会会長賞） 佐藤 真吾（同）同展特賞（十勝発明工夫教育研究会会長賞） 大澤 未希（同）同展特賞（北海道発明協会連合会会長賞） 上浦幌中学校 平成15年度北海道青少年科学技術振興作品展（北海道展）特別賞（北海道発明工夫教育連盟会長賞） 大塚 美沙希（厚内中学校）平成15年度第46回十勝子ども大会1年技術・家庭科の部中文連賞 山本 実奈（同）同大会3年技術・家庭科の部特選

スポーツ賞

松田 知浩（浦幌小学校）第27回全日本少年サッカー大会北海道大会優勝。同大会全国大会第3位



れないサラリーマン（厚生年金に加入している方）等の特例として、所得が一定額未満の場合に限って、児童手当と同額の給付が支給されます。

3歳以上9歳到達後最初の3月31日までの児童（小学校第3学年修了前の児童）

小学校第3学年修了前の特例給付（法附則第7条給付）

3歳未満の児童の児童手当に相当

します。

小学校第3学年修了前の特例給付（法附則第8条給付）

3歳未満の児童の特例給付（法附則第6条給付）に相当します。

支給対象

児童手当等は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校第3学年修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、

前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当等は支給されません。

支給額

第1子 5千円（月額）

第2子 5千円（月額）

第3子以降 1万円（月額）

支払時期

児童手当等は、原則として、毎年

6月、10月、2月に、それぞれの前月分までが支給されます。

所得制限限度額

所得には一定の控除があります。

また、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは役場住民課係係（62111内線114・115）までお問い合わせ願います。

111内線114・115）までお問い合わせ願います。